

居宅介護・重度訪問介護サービス重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名称	清華苑ホームヘルプステーション	
障害福祉事業所番号	2812002117	
所在地	明石市大久保町駅前2丁目12番地の6	
連絡先	電話 078(938)0990 FAX 078(938)0882	
管理者	荒川 淳子	
営業日	月・火・水・木・金・土・祝日	年末年始 (12/29～1/3)
	8時30分～17時30分	休み
サービスを提供する地域	明石市全区域 上記以外の地域でもご相談に応じます。	

2 事業所の法人概要

名称	社会福祉法人 三幸福社会
所在地	明石市大久保町大窪3104-1
連絡先	電話 078(934)0800 FAX 078(934)0801
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 池田 ひとみ
法人が行う他の業務、事業	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、訪問介護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリテーション、軽費老人ホーム（ケアハウス）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防サービス

3 法人の経営理念

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の皆様とのご縁を大切に、利用される方にとって価値あるサービスを提供します。 ・提供するサービスは、自然で心暖かいものをめざします。 ・サービスを通して、地域に信頼と安心をお届けします。 |
|--|

4 法人の運営方針

- ・三幸福社会では、地域の利用者の方々との出会いを大切に、「ここに来れば安心だ」と思っていただけのような施設をめざしています。
- ・私達の提供するものは、「生きていてよかった」とほんの一瞬でも頬を緩めていただけるようなサービスです。
- ・そのサービスは、「ごく当たり前のことをごく当たり前に」提供することです。決して「いんぎんな」ものでも、「ぞんざいな」ものでも、「なれなれしい」ものでもありません。一人ひとりの職員の心暖かい気持ちを表現したものです。
- ・利用者が困っておられるときには素早く対応し、利用者が希望されないことは押しつけません。その方にとっての「普通の生活」を実現しようと努力し、地域に信頼と安心をお届けするのが私達のサービスです。

5 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・計画や提供する障害福祉サービスの管理 ・利用者の健康状態や生活環境の把握 ・ヘルパーの労務管理など 	1名
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び利用者家族との面談 ・サービス担当者会議への出席 ・計画の作成 ・ヘルパーの指導や育成、業務管理 ・障害福祉サービス業務など 	指定基準で定められた人員以上
ヘルパー	計画に基づき、入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、外出時における移動中の介護（重度訪問介護サービスのみ）並びに生活などに関する相談及び助言などを適切に行います。	指定基準で定められた人員以上

6 提供するサービス

種別	内容
身体介護	入浴の介助または入浴が困難な場合の清拭
	オムツ交換など排泄の介助
	食事の介助
	体位変換の介助
	通院の介助
生活援助	一般的な調理や後片付け ※利用者分のみ
	衣類の洗濯 ※利用者分のみ
	居室の掃除 ※利用者分のみ
	食材や日用品の買い物 ※利用者分のみ

外出時における移動中の介護※重度訪問介護のみ	官公庁や銀行など公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出援助 ※1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動などの経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の介助はできません
------------------------	---

※ヘルパーに公共交通機関の交通費などが必要な場合、実費をいただきます（サービス利用の都度に負担いただきます）

※預貯金の引出や預入は対応できません

※その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況を伺い、関係機関への連絡や助言をおこないます

7 利用料

自立支援費給付対象	厚生労働大臣が定める自立支援費給付費単位 (通常9割介護給付費対象、1割利用者負担)
-----------	---

① 居宅介護サービス

サービス内容・所要時間		利用料	利用者負担額
身 体 介 護	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円 ※30分増す毎に+830円	921円 ※30分増す毎に+83円
通 院 介 助 (身体を伴う)	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円 ※30分増す毎に+830円	921円 ※30分増す毎に+83円
家 事 援 助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,110円 ※15分増す毎に+350円	311円 ※15分増す毎に+350円

通院介助 (身体を伴わない)	30分未満	1,060円	106円
	30分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,450円 ※30分増す毎に+690円	345円 ※30分増す毎に+69円

②重度訪問介護サービス

サービス内容・所要時間		利用料	利用者負担額
病院等に入院又は入所中以外の利用者	1時間未満	1,860円	186円
	1時間以上1時間30分未満	2,770円	277円
	1時間30分以上2時間未満	3,690円	369円
	2時間以上2時間30分未満	4,610円	461円
	2時間30分以上3時間未満	5,530円	553円
	3時間以上3時間30分未満	6,440円	644円
	3時間30分以上4時間未満	7,360円	736円
	4時間以上8時間未満	8,210円 ※30分増す毎に+850円	821円 ※30分増す毎に+85円
	8時間以上12時間未満	15,050円 ※30分増す毎に+850円	1,505円 ※30分増す毎に+85円
	12時間以上16時間未満	21,840円 ※30分増す毎に+810円	2,184円 ※30分増す毎に+81円
	16時間以上20時間未満	28,340円 ※30分増す毎に+860円	2,834円 ※30分増す毎に+86円
20時間以上24時間未満	35,200円 ※30分増す毎に+800円	3,520円 ※30分増す毎に+80円	

③ 加算

種類	要件	加算額	
		利用料	利用者負担額
初回加算	新規の利用者へサービス提供責任者がサービスを行った場合又は従業者に同行した場合に加算(初回月のみ)	2,000円	200円
緊急時対応加算	利用者や家族等から要請を受け、24時間以内にサービスを提供した場合(1回につき)月2回まで	1,000円	100円
夜間・早朝・深夜 加算	夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)にサービス提供する場合	25%増	
	深夜(22:00~翌朝6:00)にサービスを提供する場合	50%増	

利用者負担上限 管理加算	利用者の依頼により、事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合	1,500円	150円
特別地域加算	対象地域に訪問した場合	1回につき各単位数の15%	
業務継続計（BCP） 計画未策定減算	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症や非常災害の発生維持において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・当該業務計画に従い必要な措置を講じること ・感染症BCPと災害BCP両方とも策定していなければ減算 	100分の1に相当する単位数を減算	
虐待防止措置 未実施減算	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと 	所定単位数の1%を減算	
身体拘束廃止 未実施減算	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず身体拘束等を行う場合、その対応及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要事項を記録すること ・身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと 	所定単位数の1%を減算	

※利用料には地域区分の上乗せ割合として6%の加算が適用されます。

※2人のヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常の利用料の2倍をいただきます。

（例）2人のヘルパーでサービスを行う場合

- ・体重の重い利用者に対して入浴介助などの重介護サービスを行う場合
- ・精神的に不安定な状態の利用者に対してサービスを行う場合

8 障害福祉サービス受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにヘルパーにお知らせください。また、担当ヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

9 交通費

サービスを提供する地域以外の地区にお住まいの利用者がサービスを利用される場合は、サービスの提供に際して要した交通費の実費をいただきます。

1 0 サービスの中止（キャンセル料）

利用者の都合でサービスを中止する場合は、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良などやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

利用日の前営業日午後 5 時までにご連絡をいただいた場合	無料
利用日の前営業日午後 5 時までにご連絡をいただかなかった場合	1, 0 0 0 円

1 1 利用料の支払い

事業者は利用者が指定する送付先に対し、当該月の利用料の請求書及び明細書を、その翌日の 1 5 日までに送付します。利用者は事業者に対し、当該月の利用料をその翌月の 2 7 日までにお支払いください。なお、支払いは双方が合意した方法によります。

1 2 サービス利用に関する留意事項

(1) サービスを提供するヘルパー

サービス提供に際して担当のヘルパーを決定します。但し、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。

(2) ヘルパーの交替

①利用者からの申し出

ヘルパーの交替を希望する場合は、当ヘルパーが業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対してヘルパーの交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定のヘルパーの指名はできません。

②事業者からのヘルパーの交替

事業者の都合によりヘルパーを交替することがあります。ヘルパーを交替する場合は、利用者及び利用者家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス提供時の留意事項

①サービスの提供に関する指示命令

サービスの提供に関する指示命令は全て事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情や意向などに十分配慮するものとします。

②備品の使用

サービス提供のために必要な備品（水道・ガス・電気を含む）などは無償で使用させていただきます。又、ヘルパーが事業所に連絡する場合は電話を使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に利用者の体調不良などが理由で予定されていたサービスの提供ができない場合は、サービス内容の変更を行います。事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーは利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ・医療行為
- ・利用者及び利用者家族からの金銭又は高価な物品の授受
- ・利用者家族に対するサービスの提供
- ・利用者及び利用者家族への宗教活動、政治活動、営利活動
- ・その他利用者及び利用者家族への迷惑行為

1.3 身体的拘束の禁止

事業者は、利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行いません。身体的拘束を行う場合は、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1.4 虐待防止に関する事項

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、事業者の職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業者の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 養護者（利用者家族など障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者に通報します。

1.5 業務継続計画の策定など

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（以下、「計画」といいます。）を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。

事業者は、事業者の職員に対し、計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。又、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

1.6 秘密の保持

事業者は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても決して第三者に漏らすことはありません。又、利用者や利用者家族に関する個人情報が含まれる記録物などに関しては、善良な管理者の注意をもって管理（善管注意義務）を行い、処分の際にも漏洩防止に努めます。但し、事業者がサービ

スを提供する際に利用者や利用者家族に関して知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。その際は利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に署名していただくことになります。

1.7 契約の終了と自動更新

契約の有効期間については、障害福祉サービス受給者証の有効期間満了日で一旦終了することとなります。但し、有効期間満了7日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出のない場合は、本契約は自動更新されます。

1.8 契約期間途中で解約する場合

契約期間中であっても、利用者から解約を希望する7日前までに申し出があれば解約することができます。この場合は、解約料の支払いは必要ありません。但し、利用者の都合により解約される場合は、解約料をいただくことになります。

※緊急の入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。

1.9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の体調急変などがあった場合は、利用者家族へ連絡いたします。必要に応じて速やかに主治医へ連絡するなど適切な対応を図ります。又、相談支援事業者へ報告いたします。

ご家族	氏名		続柄	
	住所			
	連絡先			
ご家族	氏名		続柄	
	住所			
	連絡先			
主治医	医療機関名			
	担当医名			
	連絡先			
相談 支援 事業所	事業所名			
	担当者名			
	連絡先			

2.0 損害賠償

事業者が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書第14条に基づき、金銭などにより賠償をいたします。

2.1 サービスの苦情相談窓口

事業者は、利用者から計画に基づいて提供したサービスなどに関する苦情や相談があった場合は、速やかに対応いたします。苦情や相談がございましたら事業者の窓口まで、ご遠慮なくお申し出ください。

社会福祉法人 三幸福社会	苦情受付責任者 田路 哲也 (たじ てつや)
所在地	明石市大久保町大窪3104番地の1
連絡先	電話 078(934)0800 FAX 078(934)0801
清華苑ホームヘルプステーション	苦情受付担当者 管理者 荒川 淳子
所在地	明石市大久保町駅前2-12-6
連絡先	電話 078(938)0990 FAX 078(938)0882

その他の相談窓口一覧

障害福祉制度全般に関する相談窓口

兵庫県国民健康 保険団体連合会	〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番地	電話 078(332)5617
--------------------	------------------------------	--------------------

明石市在住の利用者の介護保険相談窓口

明石市福祉局 障がい福祉課	〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号	電話 078(918)1344
明石市福祉局 福祉施設安全課	〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号	電話 078(918)5279
明石市 地域総合支援センター	〒673-8686 明石市貴崎1丁目5番13号	電話 078(924)4501

※明石市在住以外の利用者はお住まいの地域の市町村役所の障害福祉相談窓口で相談できます

私は、本書面に基づいて、貴事業者の職員（ ）
から、契約書及び重要事項、個人情報の活用に関する説明を受けて同意しました。
本契約の成立を証するため、利用者と事業者は署名のうえ、本契約書を2通作成し、各自
その1通を保有します。

令和____年____月____日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

署名代行者

私は、下記の理由により、利用者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

利用者との関係 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

署名を代行した理由 _____